

石巻市 川まちづくり連絡会議における会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、石巻市 川まちづくり連絡会議設置要綱第4条第3項の規定に基づき、石巻市 川まちづくり連絡会議（以下「連絡会議」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議開催の周知)

第2条 連絡会議の会議（以下「会議」という。）の開催は、開催前に一定の方法により広報するものとする。

2 広報の内容は、会議の名称、日時、場所その他必要な事項とする。

(会議の公開)

第3条 会議は、原則として公開とする。ただし、連絡会議が非公開とする決定をしたときは、この限りでない。

(議事録等の公表)

第4条 議事録及び会議資料（以下「議事録等」という。）については、公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により、非公開とする決定をしたときは、この限りでない。

(公表方法)

第5条 議事録等は、石巻市震災復興部基盤整備課及び建設部河川港湾室に備え置き閲覧に供する。

(傍聴)

第6条 会議の傍聴は、次のとおりとする。

- (1) 傍聴は、自由とする。
- (2) 傍聴人は、会議開催中は静粛に努めるものとする。
- (3) 傍聴人の発言は、原則として認めない。ただし、連絡会議が必要と認めたときは、この限りでない。
- (4) 会議の妨げとなる物品を携帯している者又は連絡会議を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者は、傍聴することができない。
- (5) 傍聴者が、みだりに傍聴席を離れたり、連絡会議の秩序を乱すおそれのある行為を行ったときは、事務局が退場させることができる。

附 則

この要領は、平成24年7月13日から施行する。